

村山市監査委員公告 第2号

定例監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第4項の規定により定例監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表します。

令和8年1月20日

村山市監査委員 古瀬 忠 昭

村山市監査委員 寺 崎 智 広

記

1. 監査の対象 市民環境課
2. 監査の期間 令和8年1月8日から令和8年1月20日まで
3. 監査の範囲 令和7年12月1日から令和7年11月末日までにおける財務事務及び事務事業の執行状況
4. 監査の方法 村山市監査委員条例第4条の規定により期日及び要領を通知し、監査資料の提出を求め、関係職員からの説明を受け、財務関係帳簿などの書類について審査をおこなった。
5. 監査の着眼点 財務に関する事務等について、法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかどうか、村山市監査基準に基づき監査を実施した。
6. 監査の結果 別添のとおり、一部に改善を要する事項が見られたので適切な措置を講じられたい。

(別添) 監査の結果

**【指摘事項】**

■ 時間外勤務命令について

・ 時間外の立哨業務に係る出張命令がされているが、その時間外勤務命令がされていないものがある。(2件)

内部けん制が的確に機能するよう、業務の執行管理体制を見直されたい。